



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4338 号 2018.4.24 発行

鹿児島市の福祉事業所 障害者の絵図を使った服飾ブランド設立

南日本新聞 2018年4月23日



画用紙に絵の具を塗り、デザイン原案を描く福祉事業所の利用者＝鹿児島市紫原4丁目の「ひふみよベース紫原」



障害者や難病患者的働く場を広げ、経済的な自立を促そうと、鹿児島市の「ひふみよ合同会社」は今月、独自の服飾ブランドを発表した。同社が運営する福祉事業所の利用者が描く絵図を商品にあしらひ、インターネットで販売している。制作者は「障害者と健常者の垣根を越え、『この商品が好き』と思った人に届いてほしい」と話す。

事業所によると、ブランド名は「instinc（インスティンク）」で「本能」を意味する。知的障害者らを中心に約10人が制作に携わる。B型事業所のため、工賃は仕事量に応じて支払われる。

インスティンクのホームページ＝<https://instinc.love/>

ストーカー・DV 県警認知、昨年は最多の1万3344件 「通報の必要性が浸透」 / 千葉 毎日新聞 2018年4月23日

2017年に県警が認知したストーカーやドメスティックバイオレンス（DV）、虐待など人身安全関連事案は1万3344件で16年より317件増え、現行の形で統計を始めた13年以降で最多となった。県警は「通報が必要な事案だという認識が浸透し、相談の受け入れ態勢も整ったため」とみており、行政との連携や再発防止のための加害者対策を進めている。

県警人身安全対策課によると、内訳は、DV3165件（前年比146件減）▽ストーカー731件（同80件増）▽高齢者虐待896件（同72件増）▽児童虐待709件（同159件減）▽障害者虐待86件（同20件増）ーなど。摘発件数は全体で634件で前年より131件減った。県警の早期介入による警告や命令などを積極的に出したことで、逮捕や送検せずに解決したケースが増えたという。

県警は16年度から、県との連携や情報共有を目的に「人身安全関連事案連絡会議」を開催。17年度からは千葉市も参加している。20日には18年度の初会合が県警本部であり、各機関の担当者約60人が連携を徹底する方針を確認した。県警生活安全部の延沢

加寿雄部長は「危険性、切迫性の兆しを見逃さず、被害者の安全確保を最優先する対応が重要だ」と話した。

会議では、再発防止策として加害者側を医療機関につないだ事例を県警の担当者が説明した。同課などによると、柏市で昨年、好意を持った20代男性につきまとったなどとしてストーカー規制法違反容疑で逮捕された40代の女が「自分ではどうしようもない」などと話したことから、精神科医を紹介したという。【斎藤文太郎】

認知症事故の賠償 神戸市が全国初の給付型救済制度

福祉新聞 2018年04月23日 編集部



認知症高齢者らが事故を起こして損害賠償を求められた際に、公費から給付金を支給する救済制度を盛り込んだ神戸市の条例が4月から施行された。

神戸市は、秋ごろまでに対象となる事故や給付額など具体的な運用方法を詰め、来年度中の制度運用を目指す。

神奈川県大和市が、徘徊歴のある認知症高齢者らに対し公費で保険に加入させる制度を導入しているが、給付型の救済制度ができるのは全国で初めてとなる。

神戸市の制度は、検診で認知症と診断された市民が起こした事故が対象で、責任能力が有るか無いかを問わず救済する方針。多額の損害賠償請求が見込まれる鉄道事故などを対象に含めるかは検討中だ。

また、認知症検診を受ける費用の一部を助成する予定。

給付額は、自賠責保険の死亡時の上限額3000万円などを参考に決める。給付金や検診助成費の総額を年約3億円と想定しており、市民税を1人当たり年約400円増税して賄うことも検討している。

認知症の人が起こした事故をめぐっては、2007年12月に愛知県で認知症の男性が電車にはねられ死亡した事故で、JR東海が振り替え輸送にかかった費用など約720万円の賠償を求め、家族を提訴した。

1、2審では家族に賠償を命じたが、16年3月の最高裁判決ではJR東海の請求を棄却した。

生きづらさ越え、元担任と描く 発達障害の色鉛筆画家 小出大貴

朝日新聞 2018年4月24日

崎村昇平さん(右)は長曾我部徹さんの誕生日に絵を贈った。長曾我部さんはスマホケースにもプリントして愛用している＝宮崎市



誰も自分をわかってくれない。宮崎市の崎村昇平さん(22)は、ずっとそう思ってきた。生まれつき発達障害の一つである自閉スペクトラム症があり、人の気持ちを読み取るのが苦手。



ずっと悩んできたが、理解してくれる人に出会い、最近は変わりつつある。

崎村さんは毎週土曜に決まって通う場所がある。中学時代の担任で、美術の先生だった長曾我部徹さん(66)の自宅兼アトリエだ。家族に車で送り迎えをしてもらい、絵を描きに行く。定年退職した長曾我部さんとは、「ちょうさん」「さっきー」と呼び合う仲だ。

崎村さんは筆箱いっぱい詰めた色鉛筆を1本ずつ取り出しては、紙に色を落としていく。小さな絵や印を緻密(ちみつ)に書き込み、大きな模様を描き出すのが「さっきー流」だ。「このシルバー(銀色)がいいね。あ、ちょうさんの前で『シルバー』は年齢的にあれか……」。笑いを誘うおしゃべりも欠かさない。

「中学時代と同一人物とは思えない」。長曾我部さんはそう語る。感情のコントロールがうまくできずパニックを起こすことが増え、中学2年の時に長曾我部さんが担任をしていた特別支援学級に来た。暴れることや、話し出して止まらなくなることもあった。

長曾我部さんは、教員生活の最後に初めて特別支援学級を受け持った。「2年間じゃ、この子の何もわかってやれていない」。高校生になったが学校を休みがちになっていると聞き、自宅に誘った。

この頃の崎村さんはいつも苦しんでいるように見えた。「生きづらい」と何度も口にしたり。絵も大ざっぱな色使いだった。そのころ詠んだ詩の一節はこうだ。

地震で落ちるブレーカー、上限1万円で設置費用補助 和歌山市が事業開始

産経新聞 2018年4月24日

和歌山市は、強い揺れを感知すると自動的に電気を止めて火災を防止する「感震ブレーカー」の普及を進めようと、設置費用を補助する事業を開始した。地震発生時に自らブレーカーを落として避難することが困難とされる高齢者や障害者らの世帯を対象としている。

感震ブレーカーは、ブレーカーに取り付けた重りが地震の揺れで落下するときにブレーカーも落ちる仕組みの装置。ブレーカーのほか、コンセントに取り付けるタイプなどがあ

る。和歌山県内ではすでに串本町や橋本市など5市町村で設置補助事業が行われている。**簡易型の感震ブレーカー**。左下のボールが揺れによって落下することで、ブレーカーが落ちる（和歌山市提供）

和歌山市では、購入、または設置にかかる費用として上限1万円を補助。対象は、65歳以上の高齢者だけの世帯▽要介護3～5と認定された人がいる世帯▽1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯ーなどとした。

地震発生時には、電気を出火原因とする火災が多く発生するとされ、内閣府によると、東日本大震災では原因が特定された火災計108件のうち、過半数が電気機器からの出火や、停電後の電気復旧時に発生する通電火災だったという。市地域安全課は「いざというときに、安心して避難できるための備えとして検討してほしい」と呼びかけている。



障害福祉施設 「就労継続支援B型事業」7割が減収 毎日新聞 2018年4月23日

障害福祉サービスの2018年度報酬改定により、雇用契約を結ばずに労働の機会を提供する「就労継続支援B型事業」の7割が減収になるとの調査結果を、障害者施設の全国組織「きょうされん」が23日発表した。きょうされんは「就労が困難な人を受け入れると報酬が下がる傾向にあり、重度障害者の排除につながる」として厚生労働省に対策を求めている。

報酬改定の影響に関する調査は3月に実施。就労継続支援B型事業は回答した351事業所で平均3.2%、最大585万円の減収を見込んでいた。「生活介護」（196事業所回答）は平均0.5%の増収、「グループホーム」（144同）では平均0.8%の減収の見込みだった。【原田啓之】

滋賀) 医療的ケア児も健常児と保育、守山に開園 岡本洋太郎

朝日新聞 2018年4月24日
新入園児を囲んで談笑する角野さん（右奥）と長谷川さん（左）ら=守山市守山6丁目



たんの吸引や酸素吸入などを必要とする医療的ケア児や、重症心身障害児を健常な子どもと一緒に保育する「オリーブ守山保育園」が今月、守山市守山6丁目にオープンした。医療的ケア児などの子育てをしながら働きたい保護者らにとって、貴重な施設となりそうだ。



園舎は木造2階建てで、床面積は約300平方メートル。1階が保育園で、身体障害者用の車いす「バギー」が直接入れるほどの広い出入り口と室内になっている。2階は病児・病後児の一時預かり施設を併設。登録制で、生後6カ月～小学6

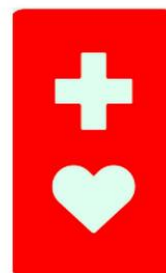
年生を一日6人まで受け入れるという。

近江八幡市を拠点に訪問看護ステーションを運営する「びわこナーシング」（草津市）の角野めぐみ社長（48）が、医療的ケア児の受け皿不足を実感し、健常児とともに受け入れる「インクルーシブ保育」の保育園づくりを思い立った。「医療的ケア児を預けられないと、母親が外出できず社会から遮断されてしまう。現場を知る看護師として何とかしたかった」

無料のヘルプマーク、ネットで売買 取りに行けない人も 朝日新聞 2018年4月23日 拡散したヘルプマーク転売についてのツイッター上のつぶやき（全国ヘルプマーク普及ネットワーク提供）



外見でわかりにくい障害や疾患のある人が周りの配慮を受けられるよう、自治体から無料で配られる「ヘルプマーク」が、インターネットで売買される例が相次いでいる。障害で取りに行きづらい人が多いのに、多くの自治体が郵送しておらず、やむを得ずネットで手に入りたいという「ニーズ」もあるようだ。



「フリマアプリ内での売買が後を絶ちません……。皆の税金で作成に必要な方に無料配布している物で儲（もう）けようと商売している（中略）買わないでください」。「全国ヘルプマーク普及ネットワーク」のメンバーが3月、ツイッターでこうつぶやいた。ネット上のフリーマーケットに、1千円前後で出品されたことがわかる複数の写真も添えられ、3万5千回以上リツイートされた。

ヘルプマークは、東京都が2012年に導入。心臓など体の内部の病気がある人や、妊娠初期の妊婦が乗車や災害時に助けを受けられるようにするねらいだ。都では都営地下鉄・バスでマークのイラストを掲げ、「席をおゆずりください」と呼びかける。都は約21万個を配ったほか、趣旨に賛同する自治体が増え、今年2月現在、19都道府県が各自自治体の負担で無料で配布する。

だが、ネットワーク創設者の渋谷みち代さん（55）によると、15年ごろから計100個程度の転売を確認している。東京都はアプリの運営会社に削除を求めるが、しばらくすると出品される「たちごっこ」（都の担当者）だ。

渋谷さんが出品者と連絡を取ると、ヘルプマークが不要な人が転売していたケースもある一方、「大半はマークの利用者だった」という。一時期、自治体の在庫が少なくなったこともあり、転売した人は「ネット上で『手に入らない』という書き込みも多く、欲しがっている人がいた」として売っていたという。マークは原則1人1枚だが、複数もらってしまった人が余った分を転売したとみられる。

ヘルプマークを使う京都府の男性会社員（38）は目の難病を抱える。外見ではわかりづらいが、移動が負担だ。偶然、近くの窓口に取りに行けたが、「場所が遠ければネットで買っていたかも。転売が一概に悪いとは言えない」。

朝日新聞がヘルプマークを配る19都道府県に聞いたところ、12都府県が原則郵送していなかった。東京都では、都庁のほか、都営地下鉄や都立病院などで配る。障害者手帳の提示などをせずに申請すれば手に入る。だが、「事務量が膨大になり、原則、郵送はでき

ない」(担当者)。鳥取県も「郵送すると顔を合わせられないので、複数もらう人が出てしまう」と説明する。大半の自治体も「取りに行きやすいよう市町村の役場や保健所でも配布している」とする。

一方、広島と兵庫両県は郵送できることをホームページで明記。広島県は、配り始めた当初は郵送していなかったが、「取りに行けない」との声があることを踏まえた。

障害者福祉に詳しい障害者インターナショナル日本会議の尾上浩二副議長は、障害者差別解消法(16年施行)が、障害者の求めに応じて合理的配慮をするよう官民に求めており、「ヘルプマークはそれを広げていくうえで有効だ」と指摘。「導入する自治体が増えており、必要な人にも届けられるような対応をするべきだ」と話す。(山本恭介)

旧優生保護法 強制手術以外も調査 厚生省 毎日新聞 2018年4月23日

旧優生保護法(1948～96年)下で障害者らへの不妊手術が行われていた問題で、厚生労働省は23日、強制的な手術だけでなく、本人の同意を得て行われていたとされる手術記録も調べる方針を、与党ワーキングチーム(WT)会合で明らかにした。与党WTはこの調査結果を下敷きに救済策を議論する予定で、対象は約1万6000人とされている強制手術の被害者から、さらに広がる可能性がある。

旧厚生省の統計資料などによると、本人同意も含む不妊手術は約2万5000件とされる。厚生労働省は今月中に都道府県の保有資料の状況調査を始め、6月末までに優生手術の申請書など約20種類の資料についての有無と件数、個人が特定できる書類の件数などを尋ねる。また市町村や医療機関、障害者の入所施設にも都道府県を通じ資料の保全を依頼する。【藤沢美由紀】

児童虐待 見逃すな 県警が50人を広報隊員に 上毛新聞 2018年04月24日



名前を呼ばれて起立する広報隊員

児童虐待の早期発見につなげようと、群馬県警は23日、署員ら50人を県内各地域で児童虐待防止の啓発に取り組む「児童虐待ゼロプロ広報隊員」に指定した。教育現場や医療機関への出前講座や広報活動を通じて、虐待の見逃し事案を防ぐ。

県警本部で行われた指定式では、神野明男生活安全全部長から同部少年課の野田順也警部に指定書が渡された。神野部長は「児童の命に関わる重要な任務。

早期発見に向けた環境づくりを進めてほしい」と激励した。

相次ぐ精神障害者の監禁事件 家族会が医療アクセス改善求める

福祉新聞 2018年04月24日 編集部

精神障害者の家族会で構成する全国精神保健福祉会連合会(本條義和理事長、通称=みんなねっと)は13日、大阪府寝屋川市、兵庫県三田市で精神障害者が自宅で家族により長期間監禁された事件が発覚したことを受け、見解を表明した。家族が社会から孤立し、ストレスを抱えているとして、医療アクセスの改善などが必要だと訴えた。

監禁事件の背景に、「治療を受けることへの抵抗感」「周囲から隠そうとする心理」「病状が悪化したときにとる手段がほとんどないこと」があったとみている。

寝屋川の事件では統合失調症の女性(33)が10年以上監禁された末、昨年末に死亡。三田の事件では精神障害のある男性(42)が20年以上監禁され、今年1月に福祉施設に保護された。

同連合会が4月3日に公表した全国調査によると、日中、家にいて何もしない精神障害者が2割いること、家族の7割が日常的にストレスを抱えていることが分かった。



同連合会は調査結果を踏まえ、「訪問型の支援・治療サービス」「24時間・365日の相談支援体制」「家族に対する適切な情報提供」など、7項目を実現するよう提言している。

調査は精神障害者とその家族にどのような支援が必要か把握するため、2017年10～11月に実施。家族会員7130人に調査票を送り、3129通の回答を得た（回収率44%）。回答者の平均年齢は69・3歳。その85%は精神障害者（平均年齢45・3歳）の親の立場で答えた。

同連合会による全国調査は09年以来、8年ぶりのこと。調査結果の概要は、同連合会のホームページで閲覧できる。報告書は有償頒布する。

社説:災害時の障害者支援 共生社会へ経験生かそう 熊本日日新聞 2018年4月24日

災害時の支援は、それを最も必要とする人をまず優先するべきだろう。だが、必ずしもそうではなかったことが熊本地震で明らかになった。本紙連載「あの時何が 被災地障害者センター編」は、被災した障害者に「格差」が生じ、支援の網の目からこぼれ落ちていた実態を伝えている。その背景には障害に対する無知や無理解、誤解があり、それが偏見や差別、無関心につながったようだ。

熊本地震では、避難所の通路の段差や多目的トイレなどの未整備が、障害者やお年寄りらの障壁となった事例が数多く見られた。さらに、被災者への画一的な平等主義も障害者にとって高いハードルとなったとの指摘がある。

精神障害や発達障害がある人は、騒々しい環境や集団行動になじめず、苦痛を感じることもある。このため避難所で食料や支援物資を受け取る行列に並べず、代わりに並んだ家族が「並んだ人の分しか渡せない」と言われたケースも少なくなかったという。

地震避難という過酷な状況の中で、われ先にと必要以上の物資を受け取ろうとする事例もあり、避難所を公平に運営する上でルール徹底を求めざるを得なかった側面もあるだろう。しかし、障害者に対する無理解や理解不足から、適切な支援が及ばない状況を生んでしまった面も否めない。

そうした状況に直面するのを恐れて、自家用車や損壊した自宅にとどまった障害者やその家族も多かった。県内避難者はピーク時18万3882人とされているが、これは指定

避難所での集計にすぎない。行政は、車中泊を余儀なくされた障害者など社会的弱者にしつかり目を向け、多様な避難動向の把握と救援の方策を真剣に検討すべきだろう。

障害者の暮らしにくさを解消する支援を実現するには、「合理的配慮」が必要とされる。例えば避難所での情報提供時、アナウンスだけでなく掲示や筆談、手話通訳などを用いることは聴覚障害者への合理的配慮につながる。

障害者差別解消法は、費用や人手がかかり過ぎない範囲で設備やサービス提供の方法などを整える合理的配慮を、国や自治体に義務付け、民間事業者にも努力義務として求めている。県も「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を施行しているが、熊本地震で合理的配慮が反映されたとは言い難い。応急仮設住宅の整備についても、室内の段差や入り口の狭さなど、車椅子利用者への配慮を欠くと批判されたことを重く受け止めるべきだろう。

障害者イコール福祉避難所という思い込みも、障害者を身近な避難所から排除しかねない。収容人数に限られる福祉避難所が本来受け入れるべき重度障害者を支援するには、一般の避難所が障害の有無にかかわらず広く地域住民を受け入れるのが望ましい。合理的配慮の発想が多くの被災者を支援する土台となるはずだ。熊本地震の経験を、障害の有無を問わない共生社会の実現に生かしたい。

社説 終末期をどう迎えるか 元気なうちに話し合おう 毎日新聞 2018年4月24日

どのように人生の終末期を迎えるかは切実な問題だ。

医療現場では延命治療を続ける傾向が強いが、ただ生命を維持するだけの治療に否定的な人は増えている。認知症や昏睡（こんすい）状態で意思表示ができなくなったときのことを考え、元気なうちから家族などと話し合っておくことが大事だ。

厚生労働省は11年ぶりに終末期の医療や介護のガイドラインを改定した。病院での延命治療に関するだけでなく、医療やケアの方針を判断するチームに介護スタッフを含めて検討することの重要性などを新たに明記した。

現在は病院内で死亡する人が約8割を占めるが、自宅で最期を迎えたいという人は多い。介護施設でのみとりも増えている。医療に任せるだけでなく、もっと介護スタッフが人生の最終段階を支える役割を担えるようにしなければならない。

自らの意思を書面で残しても、心身の状況の変化によって意思が変わることはよくある。このため、家族や看護師が治療や介護の方針を本人と繰り返し話し合っておくことが大事だ。

新ガイドラインでは「ACP」を医療・介護の現場に普及させるため、繰り返し話し合った内容をその都度文書にまとめておくこと、本人・家族と医療や介護の従事者がそれを共有することが重要と指摘した。家族や介護従事者に対する研修や啓発を徹底すべきだ。

尊厳死や安楽死について法律で定める国は欧米で増えている。日本は障害者や難病の支援団体からの反対が強いこともあって議論は停滞している。ガイドラインに基づいて実践を積み重ねていくことが大事だ。

最も人口の多い団塊世代が75歳以上になる2025年を過ぎると、年間の死亡者が現在より約2割増の160万人に上る。特に独居の高齢者が急増するのに伴い、現在年間3万人とされる孤独死はさらに増えていく見込みだ。

家族以外で信頼できる人を治療や介護の方針を決めるチームに入れることも考えないといけない。目前に迫った「多死社会」に向けて議論を深めていくべきだ。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

